

○信号機用発動発電機管理運用要領の制定について

〔 令和 3 年 3 月 1 5 日 〕
〔 例規甲（交規企）第 8 3 号 〕

第 1 目的

この要領は、信号機用発動発電機（以下「発電機」という。）の使用並びにその適正な管理及び運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 配分等

- 1 発電機の配分は、信号機用発動発電機署別配分表（別表）のとおりとする。
- 2 発電機の配備は、別途指定する交差点とする。

第 3 管理責任者等

1 管理責任者

- (1) 発電機の管理責任者は、警察署長とする。
- (2) 管理責任者は、その所属の発電機の管理及び使用について責任を負うものとする。

2 取扱責任者

- (1) 発電機の手扱責任者は、交通担当課長とする。
- (2) 取扱責任者は、機器を常に良好な状態に保つとともに使用状況を把握し、有事の際に使用できるよう適正な保管・管理をしなければならない。

3 取扱担当者

- (1) 管理責任者は、発電機の効果的な運用を図るため、取扱担当者を置くことができる。
- (2) 取扱担当者は、機器の保管及び取扱いについて、取扱責任者の事務を補助しなければならない。

第 4 教養の実施

管理責任者は、取扱責任者又は取扱担当者に対し、発電機の使用及び保管・管理について必要な事項を教養しなければならない。

第 5 運用

発電機は、次の場合に運用するものとする。

- (1) 地震その他災害等による停電のため商用電力の供給が得られない場合

- (2) 工事等による停電のため商用電力の供給が得られない場合
- (3) (1) 及び (2) のほか故障等による停電のため商用電力の供給が得られない場合
- (4) 管理責任者が、点検、訓練等必要により指示する場合

第6 管理運用上の留意事項

1 管理上の留意事項

- (1) 発電機ごとに信号機用発動発電機使用記録(点検)簿(別記様式)を備え付け、その保管及び使用状況を明らかにしておくこと。
- (2) 発電機を使用しないときは、管理責任者があらかじめ指定した安全な保管場所に確実に収納し、火災、盗難等の事故防止に配慮すること。
- (3) 取扱責任者は、緊急事態が発生した場合、迅速かつ的確に使用できるよう発電機の保管場所、使用方法及び配備交差点を所属警察官全員に周知徹底しておくこと。
- (4) 発電機の機能を維持するため、毎月1回必ず機能点検(エンジン始動、電気系統及び各種メーターの点検、ガソリン・オイルの補給等)を実施し、記録すること。

2 使用上の留意事項

- (1) 発電機の機能を維持し、故障等トラブルを防止するため、取扱説明書に定める正しい方法で使用する事。
- (2) 使用後は常に燃料を補給しておくこと。
- (3) 発電機は、原則として交通信号機に対する電力供給源として使用し、他の目的に使用しないこと。
- (4) 使用場所については、発電機による騒音、振動等の影響についても配慮すること。

第7 故障時の措置

発電機の故障その他異常を発見したときは、遅滞なくその状況を取扱責任者に報告するとともに所要の修理手続等を行い、機能の回復に努めること。

別表及び別記様式 省略